平成２２年（フ）第１０３９１号
東京都台東区北上野１丁目９―13―５Ａ
債務者　葛生　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３９７号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目34―６―205
債務者　武田加代子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４０５号
千葉県習志野市鷺沼２丁目15―９
債務者　福勢多香子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４０６号
東京都あきる野市野辺１―89
債務者　中村　理人
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１３号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町959―12
債務者　田畑寿規こと　田畑　壽規
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１４号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1312
債務者　箱田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１５号
千葉県松戸市西馬橋広手町８―１―601
債務者　キムラ　リバティ　イシドロ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１７号
東京都足立区竹の塚２丁目26―８―303
債務者　常盤祐美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１８号
東京都江戸川区南葛西４丁目１―23―301
債務者　鈴木　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４１９号
東京都葛飾区四つ木１丁目39―５
債務者　二瓶　豊喜
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４２１号
東京都足立区西綾瀬３―５―17―106、住民票上の住所東京都葛飾区南水元２丁目16―17
債務者　長橋　　慎
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４２３号
東京都文京区本郷４丁目８―３―217
債務者　高橋　達三
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４２４号
東京都練馬区南田中４丁目４―33　セレ井荻弐番館103
債務者　春川　弥生
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４２５号
東京都北区西ケ原４丁目54―６　松山荘１号
債務者　柳瀬　和美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４２９号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目13―22―203
債務者　松根　康人
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４３０号
埼玉県幸手市大字幸手2086―13
債務者　神山　悦子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部